



第14回“地域の絆”情報交換・商談会 参加規約

第14回“地域の絆”情報交換・商談会の運営事務局である豊橋商工会議所は、「第14回“地域の絆”情報交換・商談会 参加規約」(以下本規約とします)を下記の通り定めます。

第1条 規約の適用

1. 本規約は東三河とその周辺地域の商工会議所及び商工会が提供する事前予約型ビジネスマッチングサービスである本事業の利用に対して適用されます。
2. 本規約とは別に各商工会議所及び商工会が別途定める諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。

第2条 参加資格

本事業には、(1)東三河地域の商工会議所及び商工会のいずれかの会員、および協力を頂く地域金融機関、関係支援機関などの紹介事業所、(2)東三河地域の会員事業所の商品・サービスに関心があり且つ地域の発展に貢献できると事務局が認めた地域外の事業所、が参加資格を有します。また参加にあたっては、本規約に同意を頂いた上で参加が可能となります。

第3条 参加申込みについて

1. 同一事業所で担当部署やPR内容が異なる場合、個々の部署で参加することが可能です。但し、1社あたり最大2部署までとします。
2. 参加申込多数の場合は、締切日前に申し込みを締め切る場合がございます。
3. 参加申込フォーム・申込書にご記入いただいた事項(企業情報)は、申込事業所のみに関示します。但し、開示する情報は「会社名」、「住所」、「URL」、「自社紹介PR」、「業種」など基本情報のみとし、「担当者名」、「電話番号」、「メールアドレス」などの個人情報は開示致しません。
4. 参加事業所リストの開示案内、商談依頼フォームの提出、商談結果の通知等、参加申込から商談会当日までの事務局からの重要なご連絡は、主にメールにて行います。普段業務で使用するメールアドレスを参加申込書に記載してください。また事務局からの連絡メールが、迷惑メールフォルダーに振り分けられないよう対処願います。
5. 参加申込書に記載された情報は、本事業の運営や豊橋商工会議所の活動以外に利用することはありません。

第4条 商談の調整について

1. 商談日時・会場の調整は、事務局である豊橋商工会議所が一括して行います。
2. 商談依頼は、参加事業所数に関係なく、参加事業所1社あたり最大5社までとします。但し他の参加事業所からの商談依頼を受けた場合は、上記の5社枠には含みません。
3. 参加事業所は商談の申込みが可能であると同時に、他事業所からの商談依頼の対象となります。実際に商談依頼を受けるか否かについては、2026年1月下旬を目途に「商談諾否伺い」を皆様にお送りしますので、そちらに諾否の返答をお願いします。
4. 事務局は商談日(2月17日、18日)での時間調整を行いますが、場合により相手先からの商談辞退や時間調整の不調などにより、不成立になる可能性があることもご了承ください。
5. マッチングした相手事業所の情報が事前に知りたい場合、商談相手の同意を得ることを条件に、事務局より情報を開示する場合があります。

第5条 商談について

1. 本事業による商談時間は最大30分までとします。
2. 個別の商談内容及び本事業をきっかけに発生した当事者間の紛争について、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、一切責任を負いかねます。

3. 止むを得ない事情を除き、当日無断で商談参加をキャンセルした事業所については、次年度以降の参加をお断りさせていただく場合があります。

第6条 禁止事項

参加事業所は以下の行為を行わないものとします。

1. 本事業の参加に起因して、参加事業所と他の参加事業所または第三者との間で紛争が発生した場合には、当該参加事業所が責任と費用を持って解決するものとし、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、いかなる責任も負わないものとします。
2. 主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、参加事業所が本事業の参加によって、他の参加事業所または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
3. 主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、参加事業所が本事業を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
4. 主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、参加事業所やこれらに所属する個人または第三者の管理不十分によるID、パスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第7条 損害賠償の請求

参加事業所または第三者が本規約に反した行為または不正若しくは違法に本事業を利用することにより、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会に損害を与えた場合、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、当該事業所または個人に対して、相応の損害賠償（弁護士費用を含む）を請求する場合があります。

第8条 開催の中止・短縮

天災や感染症拡大等に伴う国・行政などからの指示・命令・要請、その他不可抗力などにより開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止、開催期日・開催時間の短縮を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定後、速やかに参加者に通知・公表することとします。なお、この決定および実行により被る参加者の損害については、主催者は一切の責任を負わないものとします。